

令和 7 年度 事業報告書

事業名	せせらぎスクール推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	せせらぎスクール推進事業	開始年度	平成 4 年度
担当部署	生活環境部生活環境総務課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

本県の水環境を美しいまま未来の世代に引き継いでいくため、水生生物を用いた水質調査「せせらぎスクール」の指導者等を対象とした講座を開催し、指導者の養成・資質向上を図る。また、水生生物調査を実施する団体等を支援することにより、県民の「せせらぎスクール」への参加を促進し、水に親しむ機会を増やすことにより地域の水環境保全の意識の高揚を図ることを目的とする。単年度における目標値は、令和 3 年度の第 5 字福島県環境基本計画策定により、令和 7 年度はせせらぎスクール参加団体を 47 団体、延べ参加者数を 2, 070 人、令和 9 年度はせせらぎスクール参加団体を 51 団体、延べ参加者数を 2, 346 人とする。

2. 概要

「せせらぎスクール指導者養成講座」を開催することにより、「せせらぎスクール」の指導者の養成・資質向上を図ると共に、「せせらぎスクール」参加団体等に必要な教材を提供する。

3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
福島県環境基本計画
福島県環境教育等行動計画

4. 実施内容等

- (1)せせらぎスクール指導者養成講座
 - ・対象：せせらぎスクールの指導者、自治体担当者等
 - ・内容：水生生物調査の実施のための講義・実習、実践指導等（令和 7 年度は、初級編 10 名、中級編 12 名、実践編 5 名（親子 11 名）の合計 27 名の受講生が参加）
- (2)せせらぎスクール

参加者の水生生物調査の支援並びに参加者数の増加を図るため、「せせらぎスクール」実施団体等に対し教材提供及び「せせらぎスクール」普及用冊子の発行を行う。

 - ・実績：47 団体 1, 910 名
 - ・提供素材：パックテスト、比色表、「川の生き物を調べよう」、分類用下敷き、その他説明書等
 - ・「せせらぎスクール」普及用冊子：小・中学校、高等学校、各種市民団体等を対象に配布。（配布先：各市町村、県内小・中学校、高等学校、「せせらぎスクール」実施団体等）

令和 7 年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境アドバイザー等派遣事業	開始年度	平成 8 年度
担当部署	生活環境部生活環境総務課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

県が委嘱した「環境アドバイザー」を市町村、公民館又は各種団体等が開催する環境保全に関する講演会、講習会及び研修会等に講師として派遣することにより、多様な場における環境教育及び学習機会の提供を行うとともに、地域における自主的な環境保全活動の推進を図る。

目標値は、令和 9 年度までの受講者数を累計37,000人（令和 6 年度実績34,243人、令和12年度目標値39,700人）以上とし、環境教育及び学習機会の継続的な提供及び支援を行う。

2. 概要

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館又は各種団体等が開催する講演会、講習会及び研修会等に講師として派遣する。

3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
福島県環境基本計画
福島県環境教育等行動計画

4. 実施内容等

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館又は各種団体等が開催する講演会、講習会及び研修会等に講師として派遣する。派遣講師の謝金及び旅費の支払いを県が行う。

- ・委嘱する環境アドバイザー数：現在31名
- ・派遣回数：令和 7 年度（派遣回数33回、受講者数996名）
- ・派遣方法：講演会等の企画（運営）者から派遣申請書を受理し、講演会等への派遣について環境アドバイザーと調整する。
- ・令和 7 年度 実施講演会等の例：
 - R 7. 7. 30 郡山市立柴宮地域公民館「大切な水！クリーンアップ大作戦」
 - R 7. 9. 1 福島市立松陵義務教育学校「総合的な学習の時間『見つめよう 松川の自然』」
 - R 8. 2. 7 二本松市生活環境委員会「環境講演会『私たちの暮らしと環境問題～地球温暖化・ごみ減量について～』」

令和 7 年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境顕彰	開始年度	平成 2 6 年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

本県は、東日本大震災及び原子力災害による影響を受けたものの、広大な森林と数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯など日本を代表する美しい自然に恵まれており、県民はそうした自然から豊かな恵みを享受し暮らしを営んでいるが、県民は、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

福島県内の環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体等を顕彰し、その功績を称え、広く紹介するとともに、環境関連行事を周知すること等により、県民の環境保全に関する意識の高揚を図り、もって県環境基本条例に謳う「人と自然が共生できるふるさと福島の実現」に資するものとする。

○実績値 環境月間に行われる環境関連行事数の増加を目指す。
(令和 2 年度 1 1 件、令和 3 年度 1 3 件、令和 4 年度 1 2 件、令和 5 年度 1 5 件、令和 6 年度 1 5 件、令和 7 年度 9 件)

2. 概要

顕彰の対象とする活動を福島県内で長期にわたって実践した個人・団体等に対し、その功績を顕彰し広く県民に紹介することによって、県民の環境保全活動に関する意識高揚を図り、環境保全活動を促進する。

また、環境保全活動等に資する情報を県民に広く啓発し、新たな環境保全活動の実践が促進されるように取り組む。

3. 根拠法令等

“うつくしま、ふくしま。” 環境顕彰要綱（最終改正 令和 4 年 3 月 1 4 日）

4. 実施内容等

1 環境顕彰

福島県内の 7 地方振興局、5 9 市町村に対して環境顕彰表彰者の推薦を依頼し、推薦のあった個人・団体等について選考審査を行い、特に顕著な功績があると認められた者に知事感謝状・記念品を授与して、その功績を新聞やホームページを活用し広く県民に周知し、環境保全活動に対する意識を広報した。

伝達式 ①日時 令和 7 年 6 月 4 日（水） 1 0 : 3 0 ~
場所 杉妻会館 「百合」

受賞者 ①〔団体〕八幡婦人部（福島市）
②〔団体〕館脇団地町内会（会津若松市）
③〔団体〕福島キャノン株式会社（福島市）
④〔団体〕特定非営利活動法人輝く猪苗代湖をつくる県民会議（猪苗代町）

令和 7 年度 事業報告書

事業名	カーボンニュートラル推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	地球温暖化防止活動推進センター事業	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

- 目的
「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき指定する、福島県地球温暖化防止活動推進センターの活動支援を通じ、オール福島で地球温暖化対策を推進する。
- 目標
2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、2030年度（令和12年度）までに基準年度（2013年度（平成25年度））比50%の温室効果ガス排出削減を図る。
- 指標
普及啓発活動回数：年間24回

2. 概要

「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、オール福島で地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき指定する、福島県地球温暖化防止活動推進センターが同法に基づき行う、福島県地球温暖化防止活動推進員への説明会の開催、養成研修、スキルアップ、若手育成及び活動支援を行うほか、事業者や県民向けの相談窓口の解説と専門家派遣を行う。

3. 根拠法令等

- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 気候変動適応法
- 地球温暖化対策計画（国）
- 地域脱炭素ロードマップ（国）
- 福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例
- 福島県地球温暖化対策推進計画
- 福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ

4. 実施内容等

- （1）福島県地球温暖化防止活動推進員への説明会と養成研修
ア 「福島県地球温暖化防止活動推進員」説明会と養成研修会
○ 地域で活動する福島県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）への説明会と養成研修会を実施した。
【実績】
● 令和7年4月25日（金） 同12月5日（金） 同12月13日（土） 同12月19日（金） 4回開催
イ 「COOLサポーター」養成研修会
○ 大学生等を対象に地球温暖化防止活動を行う、COOLサポーターの養成研修会を実施した。
○ 研修会の修了者のうち、希望する者には推進員として委嘱した。
【実績】
● 令和7年7月5日（土） 同9月13日（土） 同10月25日（土） 同11月8日（土） 4回開催
- （2）福島県地球温暖化防止活動推進員の活動支援
ア 環境イベントへの派遣
○ 市町村が主催する環境イベント等において、推進員等を派遣し、地球温暖化防止に関する啓発を行う。
【実績】
● 令和7年10月25日（土） 同11月8日（土） 同11月16日（日） 3回開催
イ スキルアップ研修会
○ 多くの推進員が講演会等の講師を務められるよう、説明能力向上等のスキルアップ研修会を開催する。
【実績】
● 令和7年10月4日（土） 同10月18日（土） 令和8年1月16日（金） 3回開催
- （3）事業者及び県民向けカーボンニュートラル相談窓口及び専門家派遣事業
ア 事業者向け相談窓口
○ 事業者の脱炭素経営への転換を促進するため、事業者からの相談の窓口を担う。
イ 県民向け相談窓口
○ 県民の省エネ行動への変容を促すため、うちエコ診断士の養成及び県民からの省エネ診断の相談窓口を担う。
○ 必要に応じて、各家庭において、省エネの取組について診断する専門家（うちエコ診断士等）を紹介する。
【実績】
● 計30件派遣

令和 7 年度 事業報告書

事業名	愛鳥週間ポスターコンクール	新規・継続区分	継続
事項名	地域環境の保全に係る普及啓発事業	開始年度	平成 2 5 年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

野鳥への親しみや野鳥保護思想についての普及啓発を目的とする。

東日本大震災発生後の平成 2 3、2 4 年度は実施を見合わせていたが、ポスターの制作過程において、自然のなかで野鳥を観察することで子どもたちが心に潤いを持って成長することを願い、また、制作に携わる子どもたちを通して野鳥のいる自然の保護意識の醸成、県機関への原画展示や各市町村や教育機関へのポスター配布による啓発運動などを行い、地域住民や教育関係者へも野鳥保護思想の高揚を図るとともに、心の復興の一助になるよう、平成 2 5 年度以降当該事業を継続している。

当事業では参加児童数を増やすことを目標とし、本事業の期間である平成 2 5 年度から令和 9 年度までの 1 5 年間で合計 1 万人の参加を目標とする。

参加者目標数は、令和 9 年度までに県内児童のコンクール参加率を東日本大震災の前年の平成 2 2 年度の値まで回復させることを目指し、令和 5 年度以前の参加実績と令和 6 年度以降の想定参加率及び想定県内児童数から算出した参加者数の値の合計とした。

2. 概要

県内の小・中学生を対象に、愛鳥週間用ポスターの原画を募集する。

県で選考された作品を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に福島県代表として応募する。

なお、応募作品は、環境省、文部科学省及び学識経験者で構成する審査会により入賞作品を決定するとともに、公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁賞受賞作品は翌年度の愛鳥週間ポスターとして全国に配付される。

3. 根拠法令等

生物多様性基本法、鳥獣保護管理法、第 1 3 次鳥獣保護管理事業計画

4. 実施内容等

- ① 令和 6 年度に開催された「令和 7 年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」の審査結果に基づき選定・制作された「令和 7 年度愛鳥週間ポスター」について、各市町村や教育機関への配布・掲示を通し野鳥保護思想の啓発運動を行った。
- ② 県内の全小・中学校へ令和 8 年度愛鳥週間用ポスターの原画募集を行い、小学校 1 5 校・1 6 1 人、中学校 4 4 校・3 0 5 人、計 5 9 校 4 6 6 人の参加があった。
- ③ 各地方振興局長は、地方審査会を開催し提出された作品の中から優秀作品を選出するとともに、そのうち上位作品（小学校 2 2 点・中学校 2 8 点）を県審査会へ推薦した。
- ④ 県審査会において県知事賞（小・中学校各 2 点）、県教育委員会教育長賞（小・中学校各 3 点）を選考し、地方振興局長賞とともに賞状・副賞の授与を行った。また、各賞に入賞しなかった作品において参加賞を配布した。
- ⑤ 優秀作品について、県庁内及び福島県環境創造センター、野生生物共生センターにおいて原画展示を行った。
- ⑥ 上位作品 6 点（小・中学校各 3 点）を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「令和 8 年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に県代表として推薦を行い、内 1 点が入選となった。

令和 7 年度 事業報告書

事業名	尾瀬地域における環境保全活動推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境保全活動及びその知識の普及啓発事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

優れた自然環境を有する尾瀬国立公園の環境を保全するため、尾瀬国立公園入山者や地域住民等に対して環境保全に関する知識の普及を図る。
尾瀬国立公園の入山者数のうち、尾瀬沼ビジターセンターの入館者数の割合を令和9年度までに20%とする。

2. 概要

尾瀬地域における環境を保全するため、環境保護等のための資材等を継続的に作成し、現地での環境学習やビジターセンターにて積極的に広報等に活用するほか、県ホームページにも掲載し、尾瀬の環境保全や生態系、適正利用に関する知識の普及啓発を図る。

3. 根拠法令等

自然公園法、生物多様性基本法

4. 実施内容等

尾瀬の環境保全を継続的に広報するための資料等を作成し、尾瀬の環境保全や適正利用に関する知識の普及啓発を図った。
①専門委員会による持続的比較調査が可能な調査体制の構築
専門委員会を1月16日に開催し、多様な生態系を保有する尾瀬の効果的かつ具体的な調査内容等について整理検討するとともに、尾瀬の環境を持続的・順応的に管理をするための調査内容の方法等について検討した。
②尾瀬訪問者による環境保全活動の参加・協力
尾瀬国立公園の特別保護地区内において調査が行き届いていない環境について調査を行うことで、尾瀬の自然の価値を可視化し、調査内容の普及を行うことにより尾瀬に訪れる登山者が尾瀬の価値を理解し、自律的に尾瀬の環境保全活動に参加・協力者の拡大を図った。
③尾瀬の環境保全に関する知識の継続的な普及啓発
尾瀬沼ビジターセンターにおいて、尾瀬の環境保全に関する情報提供を行った。

令和 7 年度 事業報告書

事業名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	開始年度	平成23年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

COP10による生物多様性に対する関心の高まりや東日本大震災に伴う省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの見直しを契機として、子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承する。

また、昨年改定された「新・尾瀬ビジョン」において、「学校団体等による尾瀬での環境学習の推進」が今後必要な取組として明確化されたことを受け、本県においてもより積極的に本事業を推進するため、目標値は、年間650名を着実に実行することとし、広く子どもたちの環境意識の醸成を図っていく。

2. 概要

子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承するため、尾瀬で環境学習を実施する小・中学生等に対し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費を助成する。

3. 根拠法令等

ふくしま生物多様性推進計画（生物多様性地域戦略）

4. 実施内容等

（1）参加者：尾瀬国立公園で、ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小・中学校、特別支援学校（児童・生徒等406名、教員78名参加）。

（2）実施内容：尾瀬国立公園特別保護地区内において尾瀬認定ガイドを活用した少人数（8人に1人のガイドレシオ）での自然解説、自然保護の歴史学習（ゴミ持ち帰り運動や電源開発への反対運動など自然保護発祥の歴史）、植生復元や環境に配慮した上下水道の学習等、質の高い学習を実施した。

「尾瀬環境学習推進協議会（地元町村、関係団体、県、県教育委員会で設立）」の活動に対し負担金を支払い、協議会において、参加校を募集し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費の一部を助成するとともに、事前学習の実施、ガイドの斡旋、緊急時の連絡体制・搬送体制の整備等を実施した。

令和 7 年度 事業報告書

事業名	生活排水改善事業	新規・継続区分	継続
事項名	生活排水改善事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部水・大気環境課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

かつて全国湖沼水質日本一を誇った猪苗代湖の水質を取り戻すことは、県民の願いである。
猪苗代湖の水質は、CODが上昇傾向にあり、生活排水を含めた湖に流入する汚濁物質を県民一体となって減らす取組みが、猪苗代湖の水質を取り戻すうえで、非常に重要である。
本事業（旧：窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト）は平成 2 5 年度から行っているが、流域では依然、汲み取り式トイレや単独処理浄化槽を使用している世帯があるほか、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査が適正になされていない世帯もある。
このため、現在の猪苗代湖の水質の状況について広く流域の住民に周知し、現状でできる浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）や家庭でできる生活排水の取組（台所の流しに調理くずや食べ残しを流さない、洗剤は適量使用する等）、さらに、環境負荷の低い窒素りん除去型浄化槽への転換及び下水道や農業集落排水施設への接続について、普及啓発するため、浄化槽関係業者及び流域の住民等を対象とした講習会を 2 回開催する。
また、子供のうちから水環境保全への関心を深めるため、流域の小学生を対象とした学習会を 1 回開催し、広く生活排水対策の啓発を図る。
これらにより、流域の生活排水対策を推進し、猪苗代湖の水質改善に寄与する。

2. 概要

猪苗代湖の水質を改善するため、流域の住民等に対して、現在の猪苗代湖の水質を周知し、現状でできる浄化槽の適正な維持管理、家庭でできる生活排水の取組、さらに、環境負荷の低い窒素りん除去型浄化槽への転換、下水道・農業集落排水施設への接続等について、講習会及び学習会により普及啓発する。

3. 根拠法令等

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例
福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

4. 実施内容等

- (1) 講習会（委託事業）
猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方を対象とした講習会を開催した。
講習会では、当該浄化槽の役割や仕組みについて実物等を使用して分かりやすく説明し、当該浄化槽の適切な施工・保守管理や家庭で出来る生活排水の適正処理の重要性を認識してもらった。
- ① 開催日時：【第 1 回】令和 7 年10月28日（火）（第 1 部）15：00～16：15、（第 2 部）18：30～19：45
【第 2 回】令和 7 年11月25日（火）18：30～19：15
- ② 開催場所：【第 1 回】猪苗代町体験交流館「学びいな」（研修室B）
【第 2 回】猪苗代町土田多目的集会所
- ③ 開催回数：年 2 回
- ④ 対 象 者：猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方（17名※スタッフ含む）
- (2) 学習会（委託事業）
猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の小学生を対象とした学習会を開催した。
学習会では、猪苗代湖の水質のほか、浄化槽の適切な保守管理や家庭で出来る生活排水の適正処理の重要性を説明し、認識してもらった。
- ① 開催日時：令和 7 年 9 月 2 日（火）10：35～12：00
- ② 開催場所：猪苗代町立猪苗代小学校
- ③ 開催回数：年 1 回
- ④ 対 象 者：猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の小学生（猪苗代小学校の 5 年生：61名）

令和 7 年度 事業報告書

事業名	わたしから始めるごみ減量事業	新規・継続区分	継続
事項名	ごみ減量・リサイクル情報発信事業（R6：ごみ減量アイデア普及啓発事業）	開始年度	令和 2 年度
担当部署	生活環境部一般廃棄物課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

主要な環境関連指標（県民一人一日あたりのごみ排出量、リサイクル率、温室効果ガス排出量）のうち、温室効果ガス排出量は目標を達成している※¹が、一人一日あたりのごみ排出量は令和 5 年度に全国ワースト 2 位、リサイクル率は全国ワースト 6 位と目標を達成しておらず、県民一人一人が環境に負荷をかけないライフスタイルを意識し、行動変容を促していく必要がある。 福島県環境アプリは、紙媒体に変わる新しい啓発・実践促進媒体として令和 3 年 4 月に開発されたものであり、アプリを通じた最新情報の提供やユーザーのエコ活動実施によるポイントの付与などにより、楽しみながらエコ活動を実践できる場を提供することで、ごみ排出量の削減及び地球温暖化対策といった環境に負荷をかけないライフスタイルの普及を目的としている。また、令和 6 年度からは過去の事業（県民参加型のアイデアコンテスト等）で得られた優良なごみ排出量削減対策について情報発信を行っており、より実践的な取組について県民全体へ啓発を図っている。 目標値は、令和 9 年度までに環境アプリのダウンロード(DL)数40,000DL※²を目指す。 ※ 1 : 最新の温室効果ガス排出量（2021年度）では目標を達成したものの、当該年度は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた経済の回復等によるエネルギー消費量が増加したため、引き続き排出削減にむけた啓発を実施する。 ※ 2 : 令和 3 年度のダウンロード実績を踏まえ、令和 5 年度事業計画より目標値の上方修正を行った。	
--	--

2. 概要

地球温暖化の防止や廃棄物の削減に向けて、スマートフォンなどのアプリを活用しながらごみ減量化、省エネルギー等に関する情報発信や取組を広げ、環境に負荷をかけないライフスタイルの普及を図る。	
---	--

3. 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律 循環型社会形成推進基本法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 食品ロスの削減の推進に関する法律 福島県環境基本計画 福島県地球温暖化対策推進計画 福島県循環型社会形成推進計画 福島県廃棄物処理計画 福島県食品ロス削減推進計画	
---	--

4. 実施内容等

アプリユーザー獲得及びごみ減量に係る広報、啓発として、以下の活動を実施した。 (1) イベントへのブース出展（1 2 回）を実施し、ごみ減量啓発を 5 0 4 名に実施した。 また、8 3 名の新規アプリユーザーの確保に成功した。 (2) 活字媒体1回当りの発行部数が 3 万 8 千部であり、またWeb媒体を利用する 1 月あたりのユーザー数約 2 3 万人の、計約 2 6 万人以上が目にする「Cjmonmo」9 月号において環境アプリ及びごみ減量啓発の公告を掲載した。 (3) 「食べ残しゼロ協力店」の認定店舗数拡大に向けた活動を実施し、全国チェーンを展開するラーメン店で県内 5 5 店舗の新規登録をした。 (4) 新聞（福島民友・福島民報）にのべ 1 2 回、環境アプリ及びごみ減量啓発の公告を掲載した。	
---	--

令和 7 年度 事業報告書

事業名	気候変動適応推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	気候変動適応推進事業	開始年度	令和 3 年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和 8 年度

1. 目的及び目標（値）

○目的：
気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に規定される地域気候変動適応センターの事業として、気候変動適応に関する情報の収集及び発信、研究等を実施し、県民、事業者、市町村などに対して、気候変動適応策の推進を図る。

○目標：
SDGs「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」などの達成。
気候変動影響による被害の防止・軽減、県民生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び県土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す。

○指標：
地域気候変動適応計画について策定済みの県内市町村数：15市町村以上を目指す。

2. 概要

気候変動適応法に規定される地域気候変動適応センターである福島県気候変動適応センターにおいて、庁内関係機関や国立環境研究所、大学、県内自治体等と連携を図り、気候変動による影響や適応に関する情報の収集及び提供、気候変動影響に関する研究などを行うことで、県民、事業者、市町村等の適応への取組を推進する。

併せて、令和 6 年 4 月に全面施行された改正気候変動適応法を踏まえ、地方公共団体における熱中症対策の強化を図る。

3. 根拠法令等

- ・気候変動適応法
- ・気候変動適応計画
- ・熱中症対策実行計画
- ・福島県地球温暖化対策推進計画

4. 実施内容等

(1) 気候変動適応に係る庁内会議等の開催
気候変動適応推進部会各種プロジェクトチームを開催し、県関係部局と取組内容や課題を協議した。（計 5 回）

(2) 熱中症対策出前講座の開催
県内の小中学校を対象に、熱中症対策や暑さ指数（WBGT）についての講義を実施するとともに、
学校敷地内での実際の暑さ指数測定等を通じて具体的な熱中症対策を知ってもらう出前講座を実施した。（計 3 回）

(3) 気候変動適応に関する情報発信・情報収集
環境イベント、防災イベント等に気候変動適応に関するブースを出展し、「ミライ地球ガチャ」の活用や
来場者向けのノベルティの配布等を実施した他、適応センター通信の作成等の気候変動適応センターHPの運営等により、
情報発信に取り組んだ。
また、気候変動適応に関する会議等への出席や、有識者へのヒアリング等を通じて、
気候変動適応に関する情報収集に取り組んだ。

令和 7 年度 事業報告書

事業名	フロン対策事業	新規・継続区分	継続
事項名	地域環境の保全に係る普及、啓発	開始年度	令和 4 年度
担当部署	生活環境部水・大気環境課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

フロン類は、強力な温室効果ガスであり、特定のフロンはオゾン層を破壊する効果を持つ。業務用の冷凍冷蔵庫やエアコンは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「法」という。）」に基づき、定期点検を実施することや廃棄時にはフロン類の回収を行うことが義務付けられており、回収も県の登録を行っている充填回収業者へ依頼し、適切に回収することとされている。しかしながら、機器廃棄時におけるフロン類の回収率は全国、本県とも30～40％程度と低い水準で推移しており、回収率の向上が課題となっている。 回収率が低い要因として、機器の管理者等に法の内容が浸透していないことが考えられる。これまで、関係団体を通じたパンフレットやチラシの配布、テレビ・ラジオスポット放送による周知を行っているが、フロン類を含む機器の管理者等への更なる周知を図り、回収率の向上に寄与することを目的とする。 機器廃棄時のフロン回収率の目標値は、令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画で掲げる目標値（令和12年までに75％）を踏まえ、令和 9 年度までに70％とする。
--

2. 概要

冷凍冷蔵庫機器やエアコンの適切な管理を促すために、フロン類の取扱いや漏えいの未然防止に関する説明会を開催し、フロン類が地球に与える影響（オゾン層破壊、地球温暖化）について、県民への理解を推進する。対象は、フロン類を含む機器の管理者、廃棄物処理業者及び解体業者等とし、一般の県民から、廃棄事業者まで対象を広くとり開催する。 また、解体現場等においてフロン類の確実な回収を実現するため、一般社団法人福島県フロン回収事業協会の協力を得ながら啓発活動を行う。

3. 根拠法令等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

4. 実施内容等

県内の機器管理者や建築物解体業者を主な対象としつつ、充填回収業者や廃棄物・リサイクル業者など法に関係する者を幅広く対象として、説明会を開催した。 説明会の開催に当たり、県及び市町村の関係機関にチラシの配布を依頼したほか、機器管理者、建築物解体業者、産廃処分業者及び充填回収業者宛に開催の通知と案内のチラシを配布した。 説明会の内容は、①フロン対策の必要性、②フロン排出抑制法の概要、③点検と記録のポイント、④機器廃棄時の注意点と建築物解体時の確認ポイント 開催の実績は次のとおり。 （１） 令和 8 年 2 月 1 2 日 南東北総合卸センター（郡山市） 4 2 名参加 （２） 令和 8 年 2 月 1 6 日 テルサホール福島（福島市） 4 7 名参加 また、環境大気中へのフロン類の排出抑制を目指し、フロン回収事業者の団体である(一社)福島県フロン回収事業協会と県が協力し、現地啓発活動を行った。 実績は次のとおり。 令和 8 年 3 月 1 6 日 ヨークベニマル八山田店

令和 7 年度 事業報告書

事業名	磐梯山ジオパーク推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	磐梯山ジオパーク推進事業	開始年度	令和 4 年度
担当部署	企画調整部地域振興課	終了年度	令和 9 年度

1. 目的及び目標（値）

(目的)

日本ジオパークとして認定された磐梯山地域の豊かな自然環境を保全し次世代に継承していくために、地元住民や各種団体との連携を深めながら、環境教育等を通じた知識の普及や環境保全に関する情報発信を行い地域の活性化を図る。

(目標)

出前講座等のガイド派遣件数：令和 7 年：年間 6 0 件以上
令和 8 年度以降、更に 1 0 件を追加し年間 7 0 件以上とする。
新規のジオガイド認定数：令和 7 年：年間 5 名以上
令和 8 年度以降、更に 5 名を追加し年間 1 0 名以上とする。

2. 概要

○磐梯山地域の風評払拭のために、県内学生等を対象とした教育旅行等を行い、地域で行われている環境保全への取組を情報発信していく。

○地域施設等へジオパークのブースを設置し、保全活動や教育活動の普及啓発を行う。

3. 根拠法令等

○磐梯山ジオパーク推進事業補助金交付要綱

4. 実施内容等

1 アドバイザー招致事業

①ジオパークと親和性の高い教育旅行やインバウンド対応についての講話・ワークショップにより、ガイドの専門知識の向上が図られた。
また、日本ジオパークの再認定審査現地調査員による講話を通じ、地元住民が新たな視点での地域の魅力や課題を認識する機会とすることができた。

2 理解促進事業

①地域の学生等を対象とした出前講座や教育旅行で磐梯山地域の説明を行ったほか、地元の小中学校給食でジオパークカレーを提供するなど、取組の深化が図られた（啓発活動事業）。
②磐梯山地域の地域環境の保全のための、啓発チラシ等の作成・配布を行った（広報活動事業）。
③出前講座等を行うガイドのスキルアップ及び新規ガイド養成のため養成研修を行った（ガイド養成事業）。